

2015年度助成分

■研究課題名

**子どもの発達と家庭の役割の経済分析：
理論モデルの発展と計量分析**

研究代表者：

赤林英夫（慶應義塾大学経済学部・教授）

共同研究者：

ジェームズ・ヘックマン（シカゴ大学経済学部・Henry B. Schultz Distinguished Service Professor）

研究期間：2015年10月1日～2016年9月30日

【研究の概要】

本研究課題についてヘックマン氏と共同研究を実施するにあたり、まず、研究代表者の方で、発達心理学の分野で親子関係の中で重視されている Attachment の経済学モデルを提案することになった。

2016年の4月から5月にかけて、シカゴ大学 Center for the Economics of Human Developmentに訪問研究員として滞在した。同センターでは、ヘックマン氏と同研究室メンバーと、親子の心理モデル構築のための集中的な意見交換を行うとともに、4月26日にセンター内ミーティングで、その時点の研究構想を報告する機会を得た。そこで提案した理論モデルは、親が子どもに「慰め(Comfort)」を与えると子どもの中の Attachment capitalが成長すると考える動学的最適化モデルである。子どもは Attachment capitalが大きいと安心感を得て人的資本の成長も促進されると想定している。滞在中に得られた意見やコメントを元に、モデルをさらに改訂しているところである。

実証分析においては、慶應義塾大学大学院修士1年生の池本駿氏により、Attachment 行動の質問項目を含む英国の Millennium Cohort Survey (MCS)の内容の確認と整備を進めた。2016年9月には MCS の内容の確認が終了し、11月以降具体的な実証研究に入るべく準備を進めている。

同時に、2016年2月に実施された日本子どもパネル調査（就学前の子の親への調査票）において、MCS にならい、親子の Attachment の強さをおおまかに計測できる質問項目を入れることができた。今後は、日英のデータを利用し実証研究が可能になると期待している。

今後は、理論と実証の両方で、ヘックマン研究室と緊密に連絡をとり、親子関係を記述する新しい経済モデルと実証研究の完成を目指すこととしている。

憲法解釈の変遷と生ける原意主義

研究代表者：

江藤祥平（上智大学法学部・准教授）

研究期間：2015年4月1日～2016年9月30日

【研究の概要】

集団的自衛権行使に係る解釈変更の是非が問われる中、標記課題の目的は、憲法解釈の変遷がいかなる場合に認められるかを、原理論に立ち返って明らかにすることにある。研究を通じて明らかになったのは大要以下のとおりである。

憲法解釈が変遷することは現実問題としてありうる。たとえば、合衆国最高裁はPlessy判決において人種差別措置につき「分離すれども平等」の法理を展開したが、半世紀以上後のBrown判決をもってこの法理を覆している。また、経済的自由の制約措置につきLochner判決はレッセフェールを擁護したが、後に最高裁はNew Deal政策を擁護するに至っている。これらの変遷をいかに正当化しうるかであるが、一つには、そもそも変遷前の見方が間違っていたために、これを正しただけであるとの見方がありうるだろう。いま一つには、変遷前の解釈も正しい解釈ではあるが、何らかの事情変更によって後者の解釈が正しい解釈に転じたとの見方がある。前者の見方は、従前の解釈を端的に誤りとするために理論上の問題は生じさせないけれども、後者の見方をする場合には、いずれの憲法解釈も正しいとの見方を採るために、いかにして変遷が正当化されうるかを正面から論じる必要がある。

本研究では上記二つの変遷事例を中心に検討した結果、変遷の要因として、前者は冷戦、後者は大恐慌の存在があることが明らかになった。もっとも、これらの要因はあくまで変遷のきっかけにすぎず、最終的には国民による変遷「承認」のプロセスを経てはじめて変遷が完了することが明らかになった。以上の洞察を踏まえて、今日の集団的自衛権行使に係る解釈変更の是非を見定めていく必要がある。

この論文は、大学の紀要等の媒体を通じて近々公表の予定である。

■研究課題名

移民法領域における国際人権法の援用 —強制退去の事例における人権保障を中心に

研究代表者：

大西楠・テア（専修大学法学部・准教授）

共同研究者：

坂東雄介（小樽商科大学・准教授）

研究期間：2015年10月1日～2016年9月30日

【研究の概要】

本研究「移民法領域における国際裁判所判決の援用—強制退去の事例における人権保障を素材として」の目的は、ドイツ・アメリカにおける外国人の強制退去をめぐる裁判例において国際人権法上の要請が如何に反映しているかを検討し、この作業を通じて、グローバル化社会に適合した外国人の滞在権保障について比較的法的視点からの可能性を模索することにある。

ドイツにおいて特徴的なのは人権保障を基礎とした国家主権の制限と国際人権法の比重増加である。本研究はドイツの強制退去法制が予定している絶対的退去強制、原則的退去強制、裁量的退去強制の3区分が、定住外国人の場合には、国際人権法上の要請を受けて相対化していることを具体的に明らかにした。すなわち、ドイツ法上は裁量判断なしに退去強制されるべき事案についてドイツ連邦行政裁判所は、ヨーロッパ人権裁判所の判例を解釈指針として比例原則の尊重および個別事情への配慮を要求し、裁量的判断を前置させる枠組を採用した（BverfG, 129, 367）。本研究の成果は大西楠・テア「グローバル化時代の移民法制—多元的システムから見たドイツの移民法制—」浅野・原田・藤谷・横溝編『グローバル化と公法・私法関係の再編』弘文堂（2015年）として発表した他、神戸大学グローバル法研究会および一橋大学EU法研究会においても報告した。報告内容は「ヨーロッパ人権条約、EU法、ドイツ国内法の交錯—退去強制における人権保障を素材として—」と題してEU法研究に発表予定である。

アメリカにおいては外国人の退去強制は国会の絶対的権限に属するとされており、司法の介入は伝統的に抑制されてきた。しかしながら、近年では家族の維持や私生活の尊重からの滞在権保障が強調されるようになってきている。本研究の成果は、坂東雄介「Kerry v. Din, 135 S.Ct. 2128 (2015) —外国人である夫に対するビザの発給が拒否されたとしても合衆国市民である妻の婚姻生活上の利益が侵害されたとは言えない」としてアメリカ法2016-1号に発表予定である。この評釈で分析する判決では、移民法に関する領域について絶対的権限の法理に依拠することなく、通常のデュープロセス侵害と同様に処理する裁判官が多数となっており、絶対的権限の法理が徐々に撤退していることが坂東の分析により示される。

貧困家庭への栄養に関する知識の伝達が食事改善にもたらす効果分析 —フィリピン共和国における条件付き現金給付プログラムをケースとして—

研究代表者：

鈴木綾（東京大学大学院新領域創成科学研究科国際協力学専攻・准教授）

共同研究者：

中村信之（東京大学大学院新領域創成科学研究科国際協力学専攻・修士課程）

研究期間：2015年6月1日～2016年5月31日

【研究の概要】

人的資本形成において、幼少期の栄養摂取は運動能力や認知能力の向上における基盤となるが、途上国においては栄養失調児の割合が極めて高いことが問題視されている。こうした状況を鑑み国際機関や各国政府が協力し、2000年代から条件付き現金給付プログラム（CCT）を社会保障政策の一環として広めた。CCT受給者の家庭ではエンゲル係数が増加していることが先行研究によって判明しているが、その要因は受給者の性別や課された条件に拠る等、様々な見方がある。CCTの政策枠組みは世界的に広がり、フィリピンでは2008年より開始し全国規模に拡大している。本研究は研究の蓄積が少ないアジアにおける CCTの食事改善への効果を明示するとともに、CCTが食費に与えるメカニズム解明に焦点を当てることを目的とする。

まず初めに、世界銀行提供のデータを使用し、コクティブモデルに則ったエンゲル係数の定量的分析を行った。その結果、先行研究と反して、フィリピンの CCT処置群はエンゲル係数が減少することが示された。これにより、フィリピンにおいては受給者の性別が家計の予算配分に大きな影響を与えないことが推測される。

上記結果を踏まえて、栄養に関する知識伝達や母親の社会経済的・心理的特性が食費の割合の増加につながるという仮説を立てた。本研究では仮説を立証するため、フィリピン・社会福祉開発省の協力の下、フィリピン・ベンゲット地方において、CCT受給家庭の母親への栄養教育をランダム対照化社会試行の形式で行った。本研究では対象となるサンプルをランダムに処置群と対照群に分け、処置群の母親には栄養に関わる情報をパンフレット形式で提供した。処置群は2グループに分け、片方には各食材の栄養に関する情報のみを、もう一方には栄養摂取と学業成績の相関などの情報を追加して伝達した。その後2カ月後に事後調査を行い、データの収集を行った。推計の結果、栄養教育により母親の知識定着と、タンパク質など高い栄養価を持つ食材の摂取回数が増加したことが示された。さらに、より幅広い情報を与えたグループや特定の心理的特性を持つ被験者グループの母親は食費やエンゲル係数が増加する傾向があることが示唆された。加えて、実験とは関係なく母親の知識量とエンゲル係数に正の相関があることも判明した。よって、母親への知識伝達が家計の予算配分の変化や子どもの成長に重要であると考えられる。

2014年度助成分

■研究課題名

失われた20年のもとの銀行の貸出行動の変化と、
マクロ経済および金融政策への影響

研究代表者：

上田晃三（早稲田大学政治経済学術院・教授）

研究期間：2014年10月1日～2016年9月30日

【研究の概要】

本研究では、失われた20年をもたらした多種多様な要因を、一つの統合的な枠組み－動学的確率的一般均衡モデル（以下、DSGEモデル）－を用いて分析する。DSGEモデルを用いることで、景気変動をけん引する構造的なショックを抽出できる。仮に、生産性ショックの説明力が大きければ、Hayashi and Prescott（2002）が主張したように、生産性の低下が失われた20年をもたらした、と結論することができよう。この際、Caballero, Hoshi and Kashyap（2008）が論じるように、銀行の不良債権問題はわが国経済に少なからぬ影響を与えたことが予想される。一方で、通常のシンプルなDSGEモデルでは、銀行は常に効率的に機能するベールとなっている。そこで、本研究では、DSGEモデルに銀行部門を明示的に取り込む。そして、それを日本経済のデータを使ってベイズ推計する。こうした方法により、失われた20年をもたらした多種多様な要因を一つの枠組みで整理することができる。

研究を通してわかったことは以下の通りである。金融機関および非金融法人のバランスシートにもたらされたショックは、日本の景気循環、特に貸出金利や設備投資に大きな影響を与えていた。とりわけ、金融危機時においてそれらの寄与は顕著であった。非金融法人へのショックは、1990年代初頭および2008年頃の世界金融危機時において、重要な役割を果たしていた。一方、金融機関へのショックは、1990年代を通じて持続的に設備投資を押し下げている。

本研究は、以下の通り、雑誌への掲載が決まっている。

Hirakata, Naohisa, Ikuo Takei, Nao Sudo, and Kozo Ueda, "Japan's Financial Crises and Lost Decades," *Japan and the World Economy*.

専門職サービス組織の組織化の原理： 日本の監査法人に関するマルチレベル分析

研究代表者：

軽部大（一橋大学大学院商学研究科・准教授）

共同研究者：

福川裕徳（一橋大学大学院商学研究科・教授）

研究期間：2014年4月1日～2016年3月31日

【研究の概要】

本研究は、経営組織論的視点から十分な解明が進んでいない専門職サービス組織の組織化の原理を、個人と組織と産業というマルチレベルの観点から実証的に解明を試みた研究である。具体的には、日本の監査法人制度を研究対象として取り上げ、産業の黎明期である1960年代半ばから現在までの日本における監査業務の発展過程を検討することで、①監査法人間の度重なる合併を通じた監査法人の大型化と寡占化の進展過程と、②監査法人の国際化に焦点を当てて実証的観点から検討した。

具体的には、監査法人レベル（329法人）と会計士個人レベル（6,107名）の双方で経時的に追跡可能な独自データセット（1960年から2012年までの259,126監査業務ケース）を構築した上で、上記2つの実証的課題を検証した。第一の研究課題である監査法人の合併過程に関しては、主要監査法人の大型合併事例に注目し、その合併統合過程を個人とクライアントの関係から検討し、どのようにして合併統合過程が進展するかについて、顧客との関係的取引に注目して検討を行った。第二の研究課題である監査法人の国際化に関しては、主要大手法人の国際ネットワークへの参加プロセスに注目し、その歴史的な変化プロセスを検討した。一連の実証研究から、合併統合には最長でパートナーの在任期間に対応する相応の時間がかかること、合併前のクライアントを互いに融通することは少なく、それが統合の障壁になっていること、合併後の新規顧客の開拓が合併統合を促進するのに有効であることが明らかとなった。これらの傾向は統計的にも頑健な結果である。また、国際化に関しては、当初の二重監査から出発した監査法人の国際化は、クライアントである日本企業の国際化に制約されている可能性が示唆された。それぞれの研究成果は、Israeli Association for Japanese Studies（イスラエル日本学会）(Israel Drori and Masaru Karube, Overcoming the Tension between International and Domestic Pressures: Responses of Audit Firms in Japan, Galapagosizing Japan? The Challenges of Participation and the Costs of Isolation、テルアビブ大学、2015年5月12-13日)で発表し、現在海外査読誌への投稿を準備中である。

■研究課題名

現代中国のガバナンス問題に関する契約理論分析

研究代表者：

鈴木 豊 (法政大学経済学部・教授)

研究期間：2014年10月1日～2015年12月31日

【研究の概要】

本プロジェクトは、「現代中国のガバナンス問題」について、「契約理論」を主たる手法として分析し、重要な知見を得ることを目的とした研究である。まず、改革開放以降の高度経済成長の主要因の一つとされる中央・地方政府間の財政関係の構造を、“包（請負）”および“比賽（競争）”の概念をヒントにしながら、メカニズムデザイン、契約理論のツールを使って理論的に分析した。具体的には、開発のエージェントである地方政府をインセンティブ付けするメカニズム（「財政インセンティブ契約モデル」）を提示し、“包（請負）”の概念がいかに関機能しているかを理論的に明らかにした。また、地方政府間のヤードスティック競争の枠組みで“比賽（競争）”を理解し、地方政府間の比較と競争を通じて正しく情報を開示させる仕組みを考察した。さらに中央・地方政府間の動学的関係において、いわゆる「ラチェット効果」の余地はどの程度残っているか、それをいかにして解決しているかという視点から、財政制度改革の事例（財政請負制から分税制へ）と対応させつつ比較分析した。本研究の意義としては、中国の高度成長を支えた要因である財政制度(財政請負制、分税制)の中で、“包（請負）”と“比賽（競争）”の概念が如何に関機能してきたかを理論的に説明し、同時に政治集権の重要性もモデルで一貫して示そうとする点、また、財政請負制から分税制への移行に関する、最近の行動契約理論のアイデアである「Shading」を用いた理論的説明は独自の貢献だと考えられる。1994年の財政制度改革（分税制への移行）と同時に行われた（初めて中央直属の徴税機関を設置した）徴税制度改革の意義を、理論・制度の両面から追及した点も、斬新な点であると考えられる。

研究の成果は、Yutaka Suzuki, “Fiscal Relations between the Central and Local Governments in China and the Concepts of “Bao (Contract)” and “Bisai (Contest)” : A Contract Theory Analysis” ICES Working Paper No.189 1-35 として、公開している。

<http://repo.lib.hosei.ac.jp/handle/10114/9813>

比較法的アプローチによる離婚調停制度の研究

研究代表者：

原田綾子 (名古屋大学大学院法学研究科・教授)

研究期間：2014年10月1日～2016年3月31日

【研究の概要】

本研究の目的は、離婚紛争を扱う調停制度の実際の機能とその問題点について、法社会学的・比較法的視点から明らかにし、制度改革の方向性を探ることである。日本の家事調停の実情については、法社会学の経験的研究アプローチを用いて分析を行った。具体的には、ある家庭裁判所の調停協会の協力を得て、本庁及び支部に所属する家事調停委員9名に対してそれぞれ1時間から3時間半の半構造化面接を実施し、以下のような知見が得られた。家事調停委員が説得の根拠とするのは「裁判所の常識」としての法的規範であるが、調停委員はそれを「日常知」によって補いながら当事者への働きかけを行っている。調停委員は日常生活と法の世界の「中間」で態度決定をする機会を当事者に提供しているといえる。他方で、未成年の子どもを巻き込む離婚事件の処理については、現在の家事調停制度は以下のような課題に直面していることも明らかになった。調停の話し合いにおいて離婚そのものと子どもの問題が切り離されず、将来志向の話し合いが阻害されていること。離婚を新しい家族関係の始まりとして認識する視点が徹底されておらず、面会交流や養育費支払いを実施していく基盤となる新しい家族の構築に立ち会うというスタンスが比較的弱いこと。暴力に関する知識や被害者・加害者の援助に関する知識を獲得する機会が十分に用意されていないため「暴力のない」家族関係の再編を支える能力に限界があることなどである。この成果については、2016年9月11日に開催された日本家族社会学会第26回大会シンポジウム「専門家による家族介入の現在——家族を外側から支える実践」にシンポジストして登壇し発表した。発表タイトルは、「家族関係の再編成の観点から見た家事調停の現状と課題—未成年の子がいる夫婦の離婚事件の処理に焦点を当てて」である。同学会機関紙に論文掲載予定である。

また、本研究は、比較法の視点からも離婚調停制度にアプローチした。アメリカと日本における1970年代ごろからの監護面会法制の展開を整理したうえで、日本の（家事調停を中心とする）監護面会法システムには、面会交流の制度的位置づけの明確化や、虐待やDVといった暴力事案への対応力の強化・他機関連携などが課題として残されているとの知見を得、以下の論文を執筆・公表した。原田綾子（2015）「アメリカと日本における監護面会交流紛争解決システムの展開——変容する規範と手続きに注目して」『法と社会研究』創刊第1号、65-97頁。この論文の内容をベースとして児童福祉法研究会(2016年3月)、養育支援制度研究会（2016年2月）にて口頭報告を行った。

■研究課題名

政府調達におけるオークション理論の実証研究

研究代表者：

松木佑介（長崎大学・准教授）

研究期間：2014年4月1日～2016年3月31日

【研究の概要】

オークションの実証研究は、理論モデルを直接推定する構造推定アプローチにおいて、入札者の私的情報の分布が、ノンパラメトリックに推定可能であるという事実が示されたこともあり、近年急速に発展した。一方で、理論のテストや選択に関する研究は少なく、さらにテストの研究のほぼ全てが共通価値モデルで考慮される「勝者の呪い」に焦点を当てており、オークション理論におけるベンチマークである、独立私的価値（IPV）モデルに関する研究は非常に限定される。

そこで本研究では、我が国の政府調達データを用いて、IPVモデルの妥当性について研究を行った。はじめに条件付き期待値の単調性と回帰係数の符号の関係を確認して、条件付き期待値の単調性をノンパラメトリックに検定する方法を示した。例えば、条件付き期待値がある変数について単調増加であれば、対応する回帰係数も正になるので、これが帰無仮説となる。この検定は回帰係数の t 値を用いた単純な片側 t 検定であり、特別なプログラムの開発を必要としない。

次に入札額と入札者数の関係について、通常の IPVモデルに加えて、現実の日本における政府調達の特性をふまえ、入札者の集合が不確実である場合も考慮して議論した。これらの IPVモデルでは、入札者数と入札額の間に関係があるため、入札額の条件付き期待値が入札者数に関して単調減少となる。よって入札額を入札者数・予定価格およびその他コントロール変数に回帰すると、入札者数の回帰係数がゼロ以下になる。これを帰無仮説として検定を行った。

データは国土交通省地方整備局で公開されているものを用いた。本研究では、モデルとデータとの対応をより正確にするため、分析対象を指名競争入札に絞った。指名競争入札では、参入の問題が一般競争入札に比べて遙かに小さく、本研究の目的であるベンチマークモデル及びその拡張のテストを正確に行うことができる。

公共工事の種類別に検定を行った結果、いくつかの工種では IPVモデルは実証的には成立しないことが分かった。特にこれらの工種では、データ上観察されない要素の入札者への影響や、入札業者間でのコストの共通部分や相関の存在などの可能性が考えられる。

本研究の成果をまとめた論文は、査読付き学術雑誌に投稿予定であるほか、ワーキングペーパーとして公開予定である。

非民主的体制のサイクル：ウクライナの事例から

研究代表者：

溝口修平（中京大学国際教養学部・准教授）

研究期間：2014年11月1日～2016年6月30日

【研究の概要】

本研究の目的は、非民主的体制が崩壊した後、民主化が生じず、新たな非民主的体制が生まれるのはなぜかという問題を理論的に考察し、事例としてウクライナで2004年12月に起きた「オレンジ革命」前後の政治過程を検討することである。

近年、旧ソ連諸国における「カラー革命」や中東諸国での「アラブの春」など、非民主的体制が崩壊する事例が増加した。そのため、比較政治学では、非民主的体制の崩壊と「民主化の突破口（democratic breakthrough）」の発生要因に関する研究が盛んである。しかし、非民主的体制の崩壊後には必ずしも民主化は進まず、新たな非民主的体制が生じる事例が目立つ。にもかかわらず、こうした「非民主的体制のサイクル」に関する研究は、ほとんど行われていない。本研究は、非民主的体制が「選挙革命」によって崩壊した後には民主化の進展だけでなく様々な経路がありうること、そして、体制派と反体制派の間に「協定」が締結される場合にも、権力分有と法の支配が伴わない場合には、政治的競争が自己破壊的となり、新たな非民主的体制を生むことを理論的に導いた。そして、この問題をウクライナで2004年に起きた「オレンジ革命」と呼ばれる政権交代劇とその後の政治闘争の激化を考察することで、検証した。

この研究の成果は、2015年8月のInternational Council for Central and Eastern Studiesの世界大会における報告”The Dynamics of Undemocratic Regime Change: The Case of the Orange Revolution”などがある。そこでの課題を修正し、今後は英文誌に論文を投稿する予定である。

■研究課題名

高所得者における課税所得の税引き後率弾力性： 1987年、89年税制改革を利用した自然実験アプローチ

研究代表者：

宮崎毅（九州大学大学院経済学研究科・准教授）

共同研究者：

石田良（財務省財務総合政策研究所・客員研究員）

研究期間：2014年10月1日～2016年3月31日

【研究の概要】

課税所得の弾力性の研究は、現実の税制への適用可能性が高く、米国などの諸外国ではDiamond（1998）やSaez（2001）をはじめとして多くの研究が蓄積されている。当初は理論研究が中心であったが、最近では大規模な税制改革を利用した多くの実証研究が蓄積されている。日本でも個票データを用いた分析が行われているが、大規模な税制改革を対象としない、納税データを用いていない、個人のパネルデータを用いていないといった、既存の研究で指摘された問題を含んでいる。

本研究ではこれらの問題点を解決した分析を行った。1987年と89年の抜本的税制改革によって所得税・住民税の最高税率が88%から65%に引き下げられたが、この期間の個人パネルデータを整備して課税所得の弾力性を推計している。具体的には、1986～89年における高額納税者パネルデータを用いて所得税限界税率の変化が課税所得に及ぼす影響を分析した。

分析の結果、日本の高額納税者における課税所得の弾力性は0.074-0.055であることが分かった。この値は、カナダ（0.25）、ドイツ（0.54-0.68）、ハンガリー（0.24）、スウェーデン（0.4-0.5）、アメリカ（0.4）よりも低く、デンマーク（0.06）と同等であり、日本における課税所得の弾力性は多くの欧米諸国と比べて低く、日本の場合、課税所得は税率変化に対して非感応的であることが明らかとなった。この結果は、サンプル脱落バイアスに対処した推計、職業ダミーを加えた推計、会社役員以上に限定した推計、スプライン回帰などの代替的手法を用いた場合でも再確認されている。なお、税率変更に対する短期的な反応は有意であったものの、長期的な反応は有意ではなく、長期的には税率の変化に対して課税所得を変化させていないという結果も得られている。

この研究結果は、2015年度日本応用経済学会秋季大会、2016年度日本経済学会春季大会および、一橋大学、財務省財務総合政策研究所、同志社大学、大阪大学でのセミナーで報告している。また、研究成果は九州大学ディスカッション・ペーパー（No. 2016-3）として出版されている。

「米国の対中観と中国の対米観 —新しい国際秩序形成をめぐる相互認識」

研究代表者：

渡辺紫乃（上智大学総合グローバル学部・准教授）

共同研究者：

前嶋和弘（上智大学総合グローバル学部・教授）

研究期間：2014年10月1日～2016年3月31日

【研究の概要】

米国の対中観と中国の対米観は、今日の国際関係論において最も重要なテーマのひとつである米国の世界戦略と中国の国際秩序戦略に密接に関係している。本研究課題では、中国の対外政策決定に影響を及ぼすと考えられている国際関係論や政治学分野の中国人研究者に焦点をあて、中国国内外で行われている議論のフォローと中国人研究者へのインタビューをもとに、中国の有識者レベルの対米認識を中心に分析を行った。

中国の対米観は、根底には米国に対する戦略的な不信感があると同時に、米国と中国の相対的なパワー・バランスの動向と米国の対中政策によって大きく影響を受けていること、近年の中国の対米観は揺れ動いていることが分かった。特に、2008年秋に米国で発生したリーマン・ショックとその後の中国による大型景気刺激策の発動は、中国が米国に対して自信を強める契機となった。2010年には中国が名目国内総生産（GDP）で日本を追い越し、その後も中国経済は相対的に高い成長を維持し、名目GDPで米国に追いつくことも現実的なものになってきた。そのため、米中のパワー・バランスは中国に有利な方向へ変化しつつあるという楽観的な見方も生じている。他方で、中国が2012年から提唱している米国との「新型大国関係」の構築はいまだ実現していない。むしろ、中国の有識者の間では、近年の米国のリバランス政策を米国による中国の封じ込めだとする認識も強まっている。中国も2013年秋以降「一带一路」構想を表明し、アジアインフラ投資銀行の創設など、アジア・太平洋地域の秩序形成につながる政策を相次いで打ち出している。このように、中国の台頭への米国の対応をめぐって中国では活発な議論が交わされ、中国の対外政策に影響を与えている。

これまでの研究成果は、2016年8月にハノイのベトナム外交学院で発表した（Shino Watanabe, “China’s ‘One Belt One Road’ Initiative and the U.S.-China Relations,” the 4th China Talk “China’s Domestic and Foreign Policies,” August 22, 2016）。今後も、International Studies Associationの年次大会などでのパネル申請や国内学会での報告、論文発表などを行いたい。

2013年度助成分

■研究課題名

内戦抑制と経済発展のメカニズム-経済成長は途上国を救えるか

研究代表者：

青木芳将 (立命館大学 経済学部・准教授)

研究期間：2013年4月1日～2016年3月31日

【研究の概要】

内戦は、当事国に甚大な人的・物的被害をもたらすだけでなく、国際的に認知された政府が統治できない地域を作り出し、国際的な犯罪やテロなどの脅威を生み出す可能性がある。ビンラディン氏がアフガニスタンに拠点を構えた例や、2013年1月にアルジェリア人質拘束事件など、日本にとっても大きな問題となる。内戦の減少は国家を安定させ、それに伴い世界全体の平和を実現するために必要不可欠なものであり、人道的観点のみならず、少子高齢化によりグローバル化した市場に活路を見出そうとする日本企業にとって最も重要な問題である。本研究では、内戦の発生理由を経済的誘因に求め、その内戦を断ち切るために当該国や先進国が行うべき政策について、経済理論を用いて明らかにすることを試みた。

分析において、所得格差が存在するため低所得者が内戦を発生させる誘因を持つ経済モデルを構築した。そのモデルを用い、第一に、内戦リスクに直面する国で軍備やインフラ整備のための増税が、内戦当事国のGDPに与える効果を分析した。第二に、外国が協力し、内戦のコストを増加させることによる当事国GDPへの影響を分析した。結論として、増税は、当事国の初期インフラ水準が大きい場合国内の生産活動を促進させることでGDPを増やすが、初期のインフラ水準が低い場合には、逆に内戦を誘発し、GDPの低下を招くことが分かった。一方で、内戦のコスト増加は、必ず当事国のGDPを増加させるとの結論を得た。これらの結論から、外国からの金銭的な援助は、増税と同様の効果を持ち、アフリカ諸国のように現在のインフラ水準が低い地域では逆効果になること、また内戦コストの増加要因として、先進国による武器輸出の規制強化や資金管理などが一定の効果を持つ可能性を指摘することができた。

本研究の内容は、“Current Stability v.s. Future Stability in the Economy with Civil Conflict”として論文にまとめており、70th Annual Congress of the International Institute of Public Finance 2014 (2014年8月23日 スイス ルガノ)にて報告している。現在専門雑誌への掲載を目標に投稿中である。

OECDプライバシーガイドライン制定 30周年後の医療情報法制の国際的な展開

研究代表者：

樋口範雄（東京大学大学院法学政治学研究科・教授）

共同研究者：

佐藤智晶（東京大学公共政策大学院・特任准教授/青山学院大学法学部・准教授）

黒河昭雄（東京大学政策ビジョン研究センター・学術支援専門職員）

研究期間：2013年11月1日～2015年10月31日

【研究の概要】

本研究の目的は、健康・医療分野での情報の利用とプライバシー保護に関する法制度につき、欧米との比較検討を通じて今後の制度改革に向けた議論の基礎となる資料を提供することにあった。OECDプライバシーガイドライン制定から約30年を経た現在、医療情報の活用による健康・医療分野におけるイノベーションの推進は、我が国のみならず世界的な潮流となりつつある。本研究では、同ガイドライン策定から現在までの日米欧における制度の変容及び医療情報法制の差異の分析を通じて、わが国における現行法制度上の限界と今後の展望を明らかにした。本研究では、欧州のデータ保護規則（案）の最新の動向のみならず、米国のHIPAA法および関連規則についても検討した。そこで判明したのは、本研究開始時の2013年と比較して、欧米における医療情報法制の差が実質的には小さくなるようとしているのではないかと、ということである。たとえば、医療分野個別法を持たない欧州では、データ保護規則（案）において個人医療データの定義を置き、医療分野に関連する条文を大幅に増やし、そこでは利用を促進してより優れた医療の実現を支援する方向性が明らかである。匿名化の定義が置かれた上に、研究と臨床においてシームレスな同意原則を導入していること、さらには匿名化を施すか、または、最高の技術水準で仮名化し、かつ、個人再特定化を回避する必要なあらゆる措置を講じることで、高次の公共の利益に資する医学研究上のデータ処理を支援している。他方、米国では従来、HIPAA法上の匿名化に基づく同意なしの医療情報の利用に関心が払われてきたが、最新の動向はむしろ同意原則を深化させているといえる。深化の中には、同意原則の例外の検討が含まれる。たとえば、予防接種証明の学校への提供、死者の情報の第三者への提供、そして再処方のリマインドが、最近検討された事例である。違法な個人情報の利用や流出については、本人に通知する義務（Data Breach Notification）が、米国で先に導入されていたものの、欧州のデータ保護規則でも導入されることになった。日本では、個人情報の保護に関する法律の改正法が2015年9月に成立し、公布されたところである。エンフォースメントレベルの比較については、関連する政令の制定や実際の運用を待つ必要がある。

■研究課題名

農産物の貿易自由化と環境配慮型農業

研究代表者：

松本茂 (青山学院大学・教授)

共同研究者：

Vincent Hoang (Queensland University of Technologies)

研究期間：2013年2月1日～2015年11月30日

【研究の概要】

農業生産活動に起因する環境負荷を軽減するために、数多くの国々が有機農法を奨励している。また、環境問題に関心をもつ消費者もそうした動きを支援し、追加的な負担をして自国や域内で生産された有機農産物を購入している。それでは果して、そうした環境保護に熱心な消費者が遠く海外から輸入されてきた有機農産物を国内で生産された有機農産物と同じ様に評価し、追加的な負担をして購入しているのだろうか。本研究の目的は、日本の消費者が国産有機農産物と外国産農産物をどの様に評価しているかを調べることである。

本研究プロジェクトでは、環境に配慮した農法（有機農法）を日本の消費者がどの様に評価しているかを明らかにするため、ヘドニックモデルを用いた分析を実施した。多くの国々で既に小売店レベルでの生産国表示が義務付けられているものの残念ながら殆どの食品のPOSデータには生産国情報が記録されていない。一方、ワインのPOSデータには生産国情報が記録されている。これが、ワインを調査対象とした理由である。

消費者は有機栽培された様々な農産物を高いお金を払って購入するようになってきている。本研究でも日本人の消費者がワインについても有機栽培されたものを高く評価し、追加的な負担をして購入していることが確認された。しかし同時に、輸入有機ワインが国産有機ワインよりも高く評価されていることが示された。もし、消費者が地域の環境保護を目的に有機ワインを購入しているのであれば、おそらく逆の結果が得られるはずである。従って、消費者は地域の環境保護を目的に有機ワインを購入しているのではないようである。

これらの分析結果を論文にまとめ、2014年10月にバルセロナで開催された14th EBES Conferenceで報告した。そして、下記の査読付き専門誌に掲載した。

Hoang, V., Iida, T., Matsumoto, S., Watanabe, N., and Wilson, C. (2016) Consumer's Comparison between Local and Imported Organic Products: A Hedonic Analysis of the Japanese Table Wine Market. Eurasian Business Review forthcoming.

■研究課題名

健康被害を惹き起こした株式会社の株主である生保会社の保険金不払により
生じ得る法的諸問題の研究—保険法・保険業法と会社法との交錯—

研究代表者：

肥塚肇雄 (国立大学法人香川大学・教授)

研究期間：2011年9月1日～2016年3月31日

【研究の概要】

2011（平成23）年3月11日に発生した東日本大震災により東京電力福島第一原子力発電所の原子炉建屋が水素爆発により損壊し外部に大量の放射性物質が拡散するという事故（以下「原発事故」）が発生し、それは国際原子力事象評価尺度（INES）の暫定評価の「7」に当たるといふ深刻さであった。放射線による健康被害については諸説あり、周辺の住民の健康不安は高まるばかりである。生命保険契約の締結は合理的な選択である。しかし原発事故後の生命契約の締結をすべて認めると、結果的に「逆選択」と同様の状況が生じ得る。そこで、保険ファンドの管理責任を負う生保会社は、保険契約者側に、理論上、①引受拒否、②告知義務違反による契約解除、③危険増加による契約解除、④免責事由の主張及び⑤契約前発病不担保条項適用の主張により保険金支払を拒むことが考えられる。しかし、東京電力の大株主が生保会社である場合、①から⑤を主張することができるのかは、保険業法上の差別的取扱いの禁止に抵触する等の懸念があり（5条1項3号ロ、4号ロ参照）、抑制的であるべきだろう。さらに仮に主要株主の生保会社が「事実上の取締役」として認められたならば、とりわけ原発事故前の生命保険契約について、③または④の主張をして保険金支払を免れるどころか、むしろ保険契約者側に対し損害賠償責任を負う可能性がでてくる（会社法429条1項参照）。

しかし、法人にはそもそも取締役の資格は認められないこと（会社法231条1号）、「事実上の取締役」の要件として、職務への積極的な関与が必要であるところ、大株主である生保会社にはそのような関与は困難でありまたそのような事実も認められないこと等から、大株主である生保会社に「事実上の取締役」としての第三者に対する損害賠償責任は認められないと考えられる。

■研究課題名

トルコのEU加盟プロセスをめぐる多角的研究

研究代表者：

東野篤子（筑波大学人文社会系・准教授）

研究期間：2011年11月1日～2015年10月31日

【研究の概要】

トルコ・EU・米国の国際関係を中心に研究を実施した。研究資金は主に二次文献の購入に充て、当該領域の最先端の研究動向をフォローすることに用いた。その結果、トルコのEU加盟プロセスが（最近若干の進展はあったものの）研究対象期間を通じてほぼ凍結状態であった一方で、トルコをめぐる国際環境の変化やEUおよび米国側の認識変化について明らかにし、主に以下の成果を上げることができた。深く感謝申し上げる。

【論文（編著に所収されたものを含む）】

「対外支援——EUの規範とコンディショナリティ」大矢根聡編『構成主義の国際関係』有斐閣（2013年）では、いわゆる国際支援・援助をめぐる諸問題を概観したのち、EUの対トルコ支援がどのようなロジック・認識・言説に基づいて行われてきたのかについて考察した。また、「EUの拡大政策」森井裕一編『ヨーロッパの政治経済・入門』有斐閣（2012年）では、冷戦終焉後のEU拡大プロセスについて考察した後、EU・トルコの拡大政策が、他の拡大（主に旧ユーゴ諸国）との兼ね合いの中でどのように進展したのかを考察した。

【学会報告】

トルコに対するEU認識の理論的考察及び、日本・アジアから見たEU／トルコ関係と、トルコのEU加盟プロセスがアジア地域に与えるインプリケーションについて英語と日本語の双方で学会報告を行った。

【論説・コメンタリー】（添付資料参照）